

ごみの分類

- 指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみです。
- 1回あたりのごみ出し量の目安は、5袋まで、10kg/袋までです。
- 詳細はごみ分別冊子の「50音別ごみ分別一覧表」などで確認してください。

燃やすごみ

指定ごみ袋：赤色



ごみ出しルール

- ①生ごみは十分水切りしてください。
- ②取り外せる金属類は取り除いてください。
- ③木片、竹片などは1つの枝の直径を10cm以内に、長さ50cm以内にして指定ごみ袋に入れて出してください。

不燃物（テレビや保冷庫などは×） 指定ごみ袋：黄色



ごみ出しルール

- ①割れたガラスなどは、新聞紙などに包んで出してください。
- ②小型家電の電池類は取り外してください。電池類が取り外せない充電式小型家電製品は「特定品目」となります。
- ③リチウムイオン電池やタブレット用などの充電式バッテリーは「特定家電」として出すか、回収協力店（家電量販店）へ出してください。

資源物

それぞれ袋を別にして出してください。

※資源物BとIは欠番です

資源物 A / 空きかん、空きびん（4ℓ未満）



注意

これらのものは資源物Aでは出せません!!
ガラス製・金属製のふた・キャップ（内側にシール材有）は「不燃物」へ
空のふた → 「資源物」へ

ごみ出しルール

- ①缶、びんの中身は全部出して、中を洗って出してください。
 - ②らっきょう、梅酒などを漬ける厚手のびん（4ℓ以上のびん）、食用油のびんは、「不燃物」。
 - ③錆びた缶類は、中身を全て出して「資源物A」に出してください。
 - ④空きかん、空きびんは同じ袋と一緒にまとめて構いません。
- ※オイル缶・塗料缶（スプレー缶含む）は出せません。家庭で使用し、使い切ったことが確認できれば、直接搬入に限り、本庁舎及び支所窓口、又は環境美化センターで受け入れます。

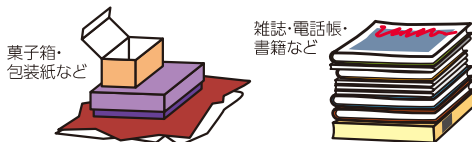
資源物 C / 新聞紙、折込みチラシ



ごみ出しルール

- ①雨の日は、ぬれないように工夫をしてください。
- ②折り込みチラシとは、新聞紙と一緒にいったチラシです。
- ③ヒモでしばる必要はありません。

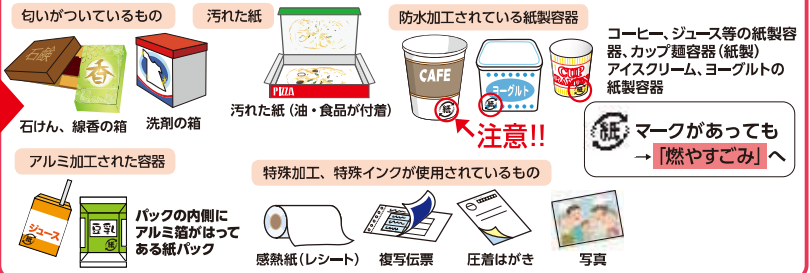
資源物 D / 雑誌、本、その他の紙



ごみ出しルール

- ①雨の日は、ぬれないように工夫をしてください。
- ②ビニール等があるものは、その部分を取り除いて出してください。
- ③ヒモでしばる必要はありません。

これらの紙類は、「燃やすごみ」で出してください!



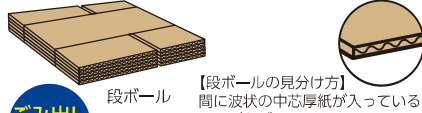
資源物 E / 布類



ごみ出しルール

- ①ワタ・羽毛が混入しているものは「燃やすごみ」へ出してください。
- ②雨の日は、ぬれないように工夫をしてください。
- ③ファスナー・ボタンはつけたまま出せます。

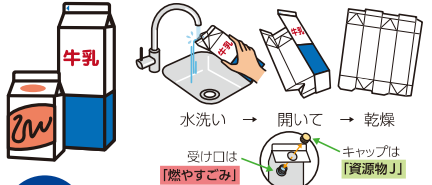
資源物 F / 段ボール



ごみ出しルール

- ①雨の日は、ぬれないように工夫をしてください。
- ②段ボール・雑誌・本などの汚れていない古紙類は、資源物の回収業者（場所）にも出せます。ごみ袋が不要でいつでも出せて、大変便利です!

資源物 G / 牛乳パック類



ごみ出しルール

- ①雨の日は、ぬれないように工夫をしてください。
- ②キャップは外して「資源物」へ。

資源物 H / ペットボトル

♻️の表示があるもの



ごみ出しルール

- ①ペット♻️マークが付いているものだけです。
- ②つぶして出す場合は、「横から軽く」つぶしてください。

資源物 J / プラマーク製品（プラスチック製容器包装）

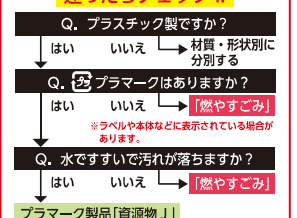
♻️の表示があるもの



ごみ出しルール

- ①ボトル類は中身を使いきり、水ですすぎで出してください。（食用油のボトルは「燃やすごみ」へ。）
- ②プラマークが付いていない、汚れが取れないプラマーク製品は「燃やすごみ」で出してください。
- ③二重袋にしたものは、回収できません。

迷ったらチェック!!



特定品目

透明袋

それぞれの品目に分けて、透明袋（指定のごみ袋はありません）に入れて出してください。



ごみ出しルール

●電池が取り外せない充電式小型家電製品の詳細については、P.11特定品目をご覧ください、環境課までお問い合わせください。

拠点回収

市役所庁舎、各支所回収ボックスへ



ごみ出しルール

- ①白熱電球、グローランプ、LED電球は「不燃物」です。
 - ②家庭から出る使用済み、賞味・消費期限切れの食用油を回収します。使用したプラ製容器などに入れて出してください。
 - ③水銀が外に出ないようケースに入れて出してください。割れない工夫をしてください。割れた場合は、丈夫な紙などで包んで「きん」と書き、透明袋に入れて出してください。
- ※事業所（会社・商店・農業など）で使用したものは出せません。

窓口回収 NEW

環境課、各支所市民生活課窓口へ



- ①中身を使い切っていることが確認できるもの。
 - ②塗料スプレー缶については、必ず中身を使い切った後に出してください。
 - ③リチウムイオン電池・モバイルバッテリーは、膨張・変形したものも回収します。
- ※事業所（会社・商店・農業など）で使用したものは出せません。